

## 大気汚染予報による汚染物質削減実施要領

### 1. 主旨

大気汚染による健康被害を未然に防止するため、汚染と密接な関係にある気象条件を予測し、関係機関、主要ばい煙排出者及び揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）排出者の協力を得て、大気への汚染物質の排出を減少させる。

### 2. 大気汚染予報の種類と内容

大気汚染予報は、前日及び当日の2種類とし、汚染物質ごとの予報区分は表1のとおりとする。B型以上の予報を行った場合は、大竹、広島、海田、呉・広、大崎、竹原、三原、松永、福山及び福山北部区域の関係機関、主要ばい煙排出者及びVOC排出者に対し通報するものとし、通報時間は表2のとおりとする。

表1 予報区分

区分	対象	硫黄酸化物	オキシダント
A型		高濃度汚染のおそれがある。 (1時間値の濃度が0.15ppm以上)	高濃度汚染のおそれがある。 (1時間値の濃度が0.12ppm以上)
B型		高濃度汚染までにはいたらない。 (1時間値の濃度が0.10ppm以上)	高濃度汚染までにはいたらない。 (1時間値の濃度が0.10ppm以上)
C型		汚染のおそれはない。 (1時間値の濃度が0.10ppm未満)	汚染のおそれはない。 (1時間値の濃度が0.10ppm未満)

表2 大気汚染予報の通報時間

種別	通報時間
前日予報	16時30分まで
当日予報	10時30分まで

### 3. 通報手段

大気汚染予報の通報は、FAX、電話又は電子メールにより行う。

### 4. 通報周知

前日または当日予報においてB型の予報を行ったときは、ばい煙排出者及びVOC排出者へ通報する。前日または当日予報においてA型の予報を行ったときは、ばい煙排出者及びVOC排出者へ通報するほか、次の措置を講ずる。

- (1) 報道機関へ通報し、一般への周知を図る。
- (2) 交通管制センターへ通報し、道路交通方法の一環として自動車の運行の自主的制限について協力を求める。
- (3) 厚生環境事務所（又は支所）へ通報する。休日に行ったときには、担当者に直接電話連絡する。
- (4) 市町へ通報する。休日に行ったときには、担当者に直接電話連絡する。

### 5. 大気汚染予報に基づく汚染物質の減少措置

大気汚染の前日または当日予報によってA型を通報した場合の主要ばい煙排出者及びVOC排出者が減少する汚染物質の量は、次のとおりとする。

区分	減少措置期間	減少割合	
		硫黄酸化物	オキシダント
前日予報	翌日7時（始業時が7時以降の場合は始業時）から行う。減少の継続・中止は、当日予報により見直しをする。ただし、予想に反し悪天候の場合は8時30分ころに減少中止を指示する。	ばい煙量 10%以上	排出ガス量 （または窒素酸化物量）10%以上
当日予報	当日10時30分から中止の指示をするまで。		VOC排出量又は飛散量の減少準備

## 6. 情報の収集

この要領に基づき所要の措置の適正な実施に資するため、大気の高濃度汚染が予想される気象条件に関して、広島地方気象台及び隣接県と適宜連絡をとるなど、情報の収集を行うものとする。

## 7. 予報の実施期間

大気汚染予報の実施期間は、次のとおりとする。

- (1) 硫黄酸化物 周年
- (2) オキシダント 4月から10月まで

### 附 則

この要領は、昭和50年6月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、昭和51年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、昭和52年4月20日から施行する。

### 附 則

この要領は、昭和57年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この要領は、平成19年11月1日から施行する。
- 2 次の規程等を廃止する。
  - ・大気汚染予報（オキシダント）に係る事務の取扱いについて（毎年度施行）

### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。